

令和6年度製造業省エネ・カーボンニュートラル ハンズオン支援業務 公募型企画競争 提案説明書

この提案説明書は、札幌市が実施する「令和6年度製造業省エネ・カーボンニュートラル ハンズオン支援業務」の契約候補者を選定する公募型企画競争（プロポーザル）に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

1 業務名

令和6年度製造業省エネ・カーボンニュートラル ハンズオン支務業務

2 目的

本業務では、多くのエネルギーを消費している製造業の工場等において、エネルギー使用状況等の診断を実施したうえで、エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量の削減目標を設定し、工場等における設備の運用・管理方法の改善や、更新・導入する設備の優先順位等を定めた中長期的な計画（以下、「計画」という。）の策定を支援することで、市内中小製造業の省エネ・脱炭素化を促進することを目的とする。

3 業務内容

別紙「業務仕様書」のとおり。

4 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで。

5 予算規模（契約限度額）

956,000円（消費税及び地方消費税（計10%）を含む。）を上限とする。
なお、契約は、提案内容を踏まえ、別途設定する予定価格の範囲内で行う。

6 参加資格

応募者は、次の各号に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 札幌市内に本社又は営業所等の拠点をもつ事業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する事項に該当しない者であること。
- (3) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録がされている者であること。ただし、名簿に登録されていない者であっても、「8（1）提出書類」に示す書類を提出することで、参加の申込を行うことができる。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- (6) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (7) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第7条に規定する暴力団関係事業者でないこと。

と。

7 企画提案を求める項目

(1) 基本的認識

札幌市内中小製造業の省エネ・脱炭素化の取組状況や課題に関する基本的な認識を示すこと。

(2) 業務執行能力

本事業を執行するに当たり、業務のスケジュールや執行体制、省エネ・脱炭素化の支援を担当する実務者の氏名及び実務者の資格、同様の事業における業務実績を具体的に示すこと。

(3) 企画提案内容

ア 支援先企業の選定について

選定する支援先企業は、札幌市内に本社及び製造拠点を有する中小製造業者[※]で省エネ・脱炭素化の取組が効果的と考えられ、かつ本業務により策定する計画の概要の公表を了承している企業1社を選定することとし、業種・従業員数・二酸化炭素排出量・企業選定理由を示すこと。ただし、企業名については伏せること。

※中小企業者の定義は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条によること。また、製造業の定義は、日本標準産業分類（平成25年10月30日総務省告示第405号）における製造業（大分類番号E）に該当すること。

イ 計画の策定支援手法

支援先企業に2回以上訪問のうえ、市内製造拠点におけるエネルギー使用状況等の診断及び計画策定の支援を実施することとし、エネルギー使用状況等の診断及び想定する計画の策定について、具体的にどのような手法・内容で実施するかを示すこと。なお、計画の策定は、少なくとも、現状（エネルギー消費量など）の把握、対策内容（設備導入、運用改善方法、更新・導入する設備の優先順位など）、エネルギー使用量及び二酸化炭素削減目標を含む中長期的な内容とすること。

ウ 積算について

業務の実施に必要な経費の総額及び内訳を明らかにした見積もりを示すこと。なお、消費税等については、10%の税率を適用した場合の金額を示すこと。

8 企画書の提出

(1) 提出書類・提出数

ア 企画提案申込書（様式1）正本1部

イ 企画提案者概要（様式2）

ウ 企画提案書（自由様式）

エ 積算書（自由様式）

- ・上記イ～エは正本1部、副本8部及び電子データを提出すること。提出にあたっては、一式をクリップで留めることとし、ステープラーは使用しないこと。また、特別な製本も行わないこと。
- ・ウに掲げる企画書の分量は、添付資料等を含めて、最大でA4版10ページまでとする（表紙はページ数に含まない）。

- ・上記エは積算の詳細がわかるように、事業費とその内訳について記載すること。なお、事業費は、「5 予算規模」の上限額以内とすることが分かるように記載すること。なお、本積算額は、企画書が選定された提出者との契約額を確約するものではない。

オ 参加意向申出書（様式3）正本1部

カ 登記事項証明書

全部事項証明または現在事項証明とする。参加意向申出書提出日の3か月前の日以降に発行されたもの。写しも可。

キ 財務諸表

直前2期分の貸借対照表、損益計算書。

ク 納税証明書

市町村民税及び消費税・地方消費税に係るもの。参加意向申出書提出日3か月前の日以降に発行されたもの。写しも可。

ケ 申出書（様式4）

コ 誓約書（様式5）

- ・上記カ～コは札幌市競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、提出を要しない。

(2) 企画提案書及び参加意向申出書の提出方法・提出先・提出期限

- ・提出方法 郵送または持参による。

- ・提出先 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市経済観光局産業振興部産業振興課

担当：須藤、高田

- ・提出期限（参加意向申出書）令和6年9月20日（金）午前10時00分【必着】
- ・提出期限（企画提案書） 令和6年9月27日（金）午前10時00分

【必着】

9 質問及び回答方法

(1) 質問方法

質問がある場合は、所定の質問書（様式6）に質問の要旨を簡潔に記入し、札幌市経済観光局産業振興部産業振興課宛に電子メールで送信すること。

メールのタイトルは、「令和6年度製造業省エネ・カーボンニュートラル ハンズオン支援業務 質問書（事業者名）」とする。電子メール以外での質問は受け付けない。

電子メールアドレス：monodukuri@city.sapporo.jp

(2) 質問受付期限

令和6年9月18日（水）午前10時00分まで

(3) 回答方法

質問者には随時回答するとともに、企画提案を受ける上で広く周知するべきと判断されるものは、質問者の名を伏せてホームページで公表する。

10 企画書の選定方法

(1) 企画提案の審査

企画提案は、札幌市の関係職員及び外部有識者からなる「令和6年度製造業省エネ・カーボンニュートラル ハンズオン支援業務」企画競争実施委員会におい

て、下記 11「評価基準」に基づき、書類及び下記に掲げるプレゼンテーションにより総合的に審査する。

なお、応募者が 4 者を超える場合は、書類による予備審査を行い、プレゼンテーション審査の対象者を選考する。

(2) プレゼンテーション審査（予定）

令和 6 年 10 月 10 日（木）

- ・プレゼンテーションの出席者は、総括責任者を含む最大 3 名までとする。
- ・プレゼンテーションは、1 社約 20 分（提案説明約 10 分、質疑応答約 10 分）を想定し、順次個別に行う。
- ・会場は市役所本庁舎内を想定しており、詳細については実施概要と併せて別途通知する。

(3) 審査結果の通知

審査の結果は、速やかに対象者全員に対し、文書により通知する。

(4) 契約の相手方について

本業務の委託は、上記審査によって選定された 1 社に対し、随意契約により行うことを原則とする。なお、選考された者との交渉が不調に終わった場合、選考委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

企画提案に当たっての虚偽の記載及び申告など、不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方としない場合がある。また、企画提案の内容がそのまま契約となるものではない。具体的な契約内容及び委託金額は、選定後に札幌市との交渉を通して決定するものとする。

11 評価基準

- ・審査は別表に示す審査項目による総合点数方式とし、委員の評価の合計点数が高い順に契約候補者とする。なお、合計点数の満点の 6 割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない場合は、契約候補者としない。
- ・合計点が同点の企画提案があるときは、委員会で協議の上、選定するものとする。
- ・提案者が 1 者であっても、最低基準点以上であるときは、契約候補者として選定する。

12 企画提案の著作権等に関する事項

(1) 企画提案の著作権

ア 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。

イ 実施委員会が本件プロポーザルの実施に必要と認めるときは、企画案を実施委員会が利用（必要な改編を含む）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。

ウ 提案者は、実施委員会に対し、提案者が企画提案を創作したこと及び第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

エ 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(2) 成果物の著作権

- ア 受託者は委託者に対し、当該事業の実施に係る成果物（以下、「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和46年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、譲渡するものとする。
- イ 受託者は、成果物に関する著作人格権を、委託者又は受託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- ウ 受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害する者でないことを保証する。
- エ 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

13 その他の留意事項

- (1) 企画提案に係る一切の費用は、企画提案者の負担とする。
- (2) 提出のあった企画提案書等は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書の訂正、追加、再提出は認めない。
- (4) 同一の事業者からの複数の企画提案書の提出は認めない。
- (5) 提出した書類等は、札幌市情報公開条例（平成11年12月14日条例第41号）の規定により、公開する場合がある。

【問合せ先】

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 15階北側

札幌市経済観光局産業振興部産業振興課ものづくり産業係

TEL:011-211-2392 FAX:011-218-5130 Eメール:monodukuri@city.sapporo.jp

評価項目	審査基準	配点
1. 基本的認識（計 10 点）		
① 趣旨の理解	本業務の目的等について十分理解し、その実現にあたり、有効な全体構成がなされているか。	5
② 背景の理解	市内中小製造業における省エネ・脱炭素化の取組の現状、課題等について理解し、企画内容はそれらを踏まえたものになっているか。	5
2. 業務執行能力（計 15 点）		
① 業務スケジュール	業務スケジュールは無理のないものとなっているか。	5
② 執行体制	業務の遂行にあたり、必要となる専門性を有した適切な体制がとられているか。	5
③ 業務実績	過去に同様の業務実績があるか。	5
3. 企画提案内容（計 75 点）		
① 選定企業	本業務の目的達成にあたって、適切な候補企業が選定されているか。	20
② 診断及び計画の内容	エネルギー使用状況等の診断及び省エネ・脱炭素化計画の策定支援の手法・内容が効果的であるか。	50
③ 積算の考え方	予算の配分、各経費の積算は適切であるか。	5

※ 提案事業者が札幌 SDGs 登録企業である場合は、上記配点に加え、本業務と SDGs との親和性を考慮し、2 点加点することとする。ただし、上記審査項目をもって満点評価となった提案事業者については加点しない。